

YUASA SYAKYO

第151号

新年特別号

社協だより

ゆあさ

まい まい こ まごころ こ か
1枚1枚、子どもたちが「真心」を込めて書いてくれました。



ひとりぐ こうれいしゃねんがじょうさくせいじぎょう 一人暮らし高齢者年賀状作成事業

しょうがくせい かたがた ちょうないざいじゅう ひとりぐ こうれいしゃ さいいじょう みなさま ねんがじょう ゆうそう
小学生の方々から、町内在住の一人暮らし高齢者（74歳以上）の皆様に年賀状を郵送
していただく「一人暮らし高齢者年賀状作成事業」を本年度も実施しました。

発行日 2018年（平成30年）1月
編集発行 社会福祉法人 湯浅町社会福祉協議会
有田郡湯浅町湯浅1675-1 湯浅町地域福祉センター内
TEL 0737-63-5175 FAX 0737-63-3304

知

命

初 心 勿 忘



あけましておめでとうございます。

町民の皆様におかれましては、輝かしい新年を健やかに迎えの事と、心からお慶び申し上げます。

又、平素は湯浅町社会福祉協議会の運営に對しまして、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、二十一世紀は人権の世紀と謳われます。

福祉（幸せ）は、個人の権利（権利）が守られ、お互いを尊重（おも）（想い・助け・支え合う）する事から産まれるものです。

当会では、その輪（地域福祉）を、より大きなものにする事が何より大切な視点（事項）として様々な福祉課題の解決に向け、設立当初より、幾多の時代の変遷や要望に沿いながら取組み（活動）を、途切れることなく継続して参りました。

そんな中、当湯浅町社会福祉協議会は、昭和四十三年二月一日に法人認可を受けてより、皆様からの温かい御理解と御協力を賜りながら、本年二月一日をもちまして、五〇年という大きな節目の年を迎える事となりました。

人間で例えますと「知命〓天命を知ること」を迎えた事となります。

私どもの「天命」であります「住民主体の視点に立ち、地域福祉の向上・充実・安定に努める」ことを、節目の年を迎えるに当たり再度かみしめ、基本理念である「誰もが安心して暮らせる福祉と人権の守られた町づくり」の達成に向け、役員一丸となり邁進する事をお誓い申し上げます。

結びに、本年も当会に對する変わらぬ御支援と御協力をお願い申し上げますと共に、皆様にとりまして幸多き一年となります事を心より祈念申し上げます。新春の御挨拶とさせていただきます。

湯浅町社会福祉協議会

会長 竹島 通支子

役員 一同

「誰もが安心して暮らせる福祉と
人権の守られた町づくり」を目指して

ボランティアセンターだより「ほのぼの」第 165 号

ことし げんき まごころ とど
今年も元気と真心をお届け・・・

被災地へプレゼントを贈ろうプロジェクト



ほんねんど かき ひさいち かたがた
本年度は、下記の被災地の方々にプレゼントをお贈りしました。

やまがたけんよねざわし 山形県米沢市	げんばつ ひ なんしやうけいれい えん ち 原発避難者受入支援地	ありだ 有田ミカン
ふくしまけんあいづわかまつし 福島県会津若松市	げんばつ ひ なんしやうけいれい えん ち 原発避難者受入支援地	ありだ 有田ミカン
くまもとけんおおつまち 熊本県大津町	くまもと しん ひ さい ち 熊本地震被災地	なんこうばい 南高梅
くまもとけんあさくらし 熊本県朝倉市	きゅうしゅうほくぶごう ひ さい ち 九州北部豪雨被災地	ジュース・飴



また、会津若松市社協様のご協力により、原発避難解除により福島県大熊町に帰町されたみなさまにも「有田ミカン」をお届けすることができました。

被災地へプレゼントを贈ろうプロジェクト

き ふ きん えん へいせい ねん がつ がつ
寄付金 229,184 円 (平成29年1月～12月)

「東日本大震災」あの日、遠く離れた被災地のために「何かできることはないのか」との思いから始まり、その後も全国で頻発した大規模災害被災地のみなさんを元気づけたいと活動が継続され、本年度で7回目を迎えました。

本年度も、多くの皆様にご参加いただき、年末には各被災地へ真心の「プレゼント」をお届けできましたことに感謝申し上げます。

また、プレゼントの購入において、マルス栖原三宝相出荷組合様・(株) 鈴木様のご賛同をいただきました。

改めまして、活動にご参加・ご賛同いただきました全ての皆様に厚く御礼申し上げます。

デイサービス・ホームヘルパー・ケアマネジャーです!

新年
特別編

あけましておめでとうございます。

本年も職員一丸となり、皆様に満足いただける質の高いサービスを心がけて参りますのでよろしくお願い致します。



今回は、新春を記念して、介護サービスをご利用いただいている皆様の中から、成年の年男さん・年女さんをご紹介します。おもしろいこととしまして、※ 個人情報保護の観点からご了承頂いた方だけの掲載となります。



山崎 善吉 様



小鯖 忠昭 様



中岡 昭美 様



須井 喜美子 様



白谷 恵美子 様



石井 康夫 様



橘 和美 様



筒井 鐵也 様



濱井 トヨミ 様



進藤 さとみ 様



畠中 ひさみ 様



成年産まれの方は「誠実で義理人情に厚い人」が多いと言われています。

また、成年は「成長」が期待できる年回りで、新しい目標に向かって努力することで、成果につながりやすいそうです。

デイサービス・ホームヘルパー・ケアマネジャー利用者の皆様に良いことがいっぱいやって来る1年でありますように!!

因みに、私たち4人の職員も成年産まれの年女です。





ケアマネ「友理ちゃん」が行く!! VOL.42

あけましておめでとうございます。

今年も、皆様に役立つ介護情報・健康情報をケアマネジャーの立場からお伝えして
行きたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。



今回は「要介護認定」についてご紹介したいと思います。

介護保険制度は、様々な要因が上げられていますが、制度の大きな転換期に差し掛かっていると思われ
ますので、参考にいただければと思います。

介護保険制度には、要支援1・2、要介護1～5という7種類の介護度が存在します。

そこに、昨年4月に総合事業が施行され「事業対象者」という新たな認定の種類も使用されるよう
になりました。

区 分	国が示す目安とされる状態
要介護5	いわゆる寝たきり状態と言われる方。日常生活全般に全面的な介助が必要と認められ、理解力 も全般的な低下が認知され、意思の疎通が困難であると判断された方。
要介護4	日常生活能力に全般的な低下が見られる方。排泄・入浴など、全てに介助が必要と認められ、 常態化して意思の疎通が困難など、日常生活に支障をきたす行動が頻繁に見られる方。
要介護3	立ち上りや歩行などがほとんど、もしくはまったくできない方。全ての行動に介助が必要と 認められ、生年月日や名前などが解らなくなる状態にあると判断された方。
要介護2	立ち上りや歩行などが自力では困難と認められ、排泄や入浴などに介助が必要な方。 生活リズムが掴めない、他者とのスムーズな会話などが困難で支障をきたすと認められた方。
要介護1	立ち上りや歩行などが不安定で、排泄や入浴などで転倒防止の配慮が必要な方。 思考や感情面に支障が認められ適切な理解力の欠如などが見られる方。
要支援2	立ち上りや歩行などに安定感を欠くため、日常生活において一部介助が必要とされ、物忘れなどがあ っても、現段階で日常生活に支障なく過ごしているが今後の要介護予防のために支援を必要とする方。
要支援1	基本的な日常生活を送る能力はあるが、一部の介助が必要と認められ、介助者が一部介助を 行うことで改善が見込め、要介護予防のために支援が必要と認められた方。
事業対象者	要支援1と同等の状態と認められ、デイサービス・ホームヘルパーのみ利用を希望される方。 平成29年4月より施行され市町村が単独で実施する総合事業での対応となる。

「認定方法」・・・市町村から委託された認定調査員が、基本調査（国で定められた
心身の状態に関する調査）を行います。

次に、基本調査と主治医の意見書を基に1次判定（コンピュータ
判定）を行います。

その後、市町村から委託された認定審査員（保健・医療・福祉の
学識経験者）による審査会にて、2次判定（1次判定と基本調査票・
主治医の意見書に基づいた協議）が行われ、介護認定が決定されます。



福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援）のご案内

☆福祉サービス利用援助事業とは…

判断能力が充分でない高齢者、障がい者（知的・精神）の方が住みなれた地域で安心して生活が過ごせるようにお手伝いをいたします。

☆サービス内容は…

- ・福祉サービスに関する情報提供、利用手続き援助
- ・生活費や家賃、光熱費等の日常的な金銭管理
- ・通帳や証書等の大切な書類管理
- ・年金や手当等の届出及び確認援助



☆援助利用料は…

- ・サービス1時間につき1000円の利用料が必要となります。
- 但し、所得基準により減免等があります。
- ・書類等の預かりサービスは850円（月額）が必要となります。

☆サービスに関するご相談は…

湯浅町社会福祉協議会（担当：玉置）までお問い合わせください。

心配ごと相談所・弁護士相談所の開設について

開設日時 平成30年2月6日（火）

午前9時30分～午前11時30分

開設場所 湯浅町地域福祉センター 2階ホール



※ 事前予約は1月9日（火）からの受付となります。

※ 弁護士相談（午後1時から）については、10件までの受付となります。

弁護士相談を希望される方は、午前中に開設する「心配ごと相談」にて相談内容を整理する必要がありますので予めご了承ください。

※ 当相談所の規定に基づき秘密は厳守致します。又、相談費用は無料です。

心配ごと相談とは・・・

湯浅町社会福祉協議会から委嘱を受けた「心配ごと相談員」のみなさんが日常生活における相談をお受けします。
相談にあたっては、関係機関と連携しながら問題解決に努めます。



湯浅町社会福祉協議会

TEL：63-5175 FAX：63-3304

ねんまつ つど かいさい

「やすらぎ年末の集い」

 開催しました。



ゆあさちようしゃかいふくしきようぎかい
 湯浅町社会福祉協議会では、12月の恒例行事である「やすらぎ年末の集い」を3日間【12月13日（水）～15日（金）】開催しました。

かくたいしやうしゃべつ ひとりおやかてい しやう じしや
 各対象者別（一人親家庭・障がい児者・やすらぎボランティア）に楽しいゲームや余興・美味しい
 しょくじ たの ひととき す
 食事で楽しい一時を過ごしていただきました。

ゆあさちようしゃかいふくしきようぎかいしよくいん
湯浅町社会福祉協議会職員（パートホームヘルパー）募集
 ぼしゅう

ぼしゅうじんいん
募集人員：若干名

ぎやうむないよう
業務内容：ホームヘルプ事業（高齢者・障がい者の方々への訪問介護業務）

ひつようしかく
必要資格：介護職員初任者研修終了者または介護福祉士

きんむけいたい
勤務形態：週4日～6日シフト制（有給休暇有、土日祝日勤務有）※要相談

こようきかん
雇用期間：1年間更新60歳定年

ちん ぎん
賃 金：時給830円～（当会規定により昇給有）

かにゅうほけん
加入保険：雇用・労災

しょ て あて
諸 手 当：介護職手当・ほほえみ手当・資格手当（各3000円）

つうきんてあて しゅくじつてあて とうかい
 通勤手当・祝日手当（当会パート職員規定による）

すん し
寸 志：当会パート職員寸志規定により年2回

そ た
の 他：詳細については当会パート職員就業規則により決定



もうしこ といいわ
お申込み・お問合せは … 湯浅町社会福祉協議会（担当：阪井）まで

湯浅町社会福祉協議会法人化50周年歴史①

湯浅町社会福祉協議会は、昭和43年2月1日に法人登記を行い、その後社会福祉法人として、湯浅町における地域福祉の向上を目的とした事業に取り組んで参りました。
昭和・平成と続く50年史には、時代の変遷に晒されながらも、元来より社会福祉協議会に求められる役割である住民本位の姿勢を崩すことなく、活動に取り組まれた方々の歩み(努力)が積み重ねられています。
そして、一歩一歩と活動の歩みを進め本年2月1日「法人設立50周年」という節目の年を迎えました。

【湯浅町社会福祉協議会の誕生前 ～昭和20年代～】

復興期、人々が戦後の混乱から日常生活を徐々に取り戻す中、戦争を起因としたハンディキャップ(戦争孤児・戦争未亡人・戦争による身体の損傷など)を背負い貧困からの脱却を果たすことができない人々に対する救済活動の必要性が、大きな社会課題として取り出されました。
そのような時代背景の中、国政(国の責務)としての「福祉」に対する取り組みが、実施され昭和26年には「社会福祉事業法」が制定されました。
前後して、中央社会福祉協議会・都道府県社会福祉協議会が誕生し、様々な制度の設立に向けて調査・企画・立案が行われました。

・昭和21年 9月	旧：生活保護法制定
・昭和21年 11月	日本国憲法制定
・昭和22年 12月	児童福祉法制定
・昭和23年 7月	民生委員法制定
・昭和24年 12月	身体障害者福祉法制定
・昭和25年 5月	生活保護法制定
・昭和26年 1月	中央社会福祉協議会(現：全国社会福祉協議会)設立
・昭和26年 3月	社会福祉事業法(現：社会福祉法)制定
・昭和26年 7月	わかやまけんしゃかいふくしきょうぎかいせつりつ 和歌山県社会福祉協議会設立



昭和20年代の湯浅町のまちなみ

湯浅町社会福祉協議会基本理念

湯浅町社会福祉協議会は、地域の様々な人々の知恵と力を結集し「誰もが安全で安心して暮らせる福祉と人権の守られた町づくり」の推進を図ります。

【湯浅町社会福祉協議会の誕生 ～昭和30年代～】

時代背景を鑑みながら、社会福祉に対する制度が順次施行される中、大きな転換を迎える制度として世帯更生資金貸付制度が施行されました。

昭和26年には、26%だった県内市町村社協の設置率は、貸付制度の推進母体となる市町村社協の存在が欠かせなくなるなどの必要性から設立が相次ぎ、昭和33年には、県内全市町村に社会福祉協議会が設置されるようになりました。

湯浅町社会福祉協議会においても、時代の変遷に沿うように産声を上げ、現在まで続く福祉活動の歩みをスタートさせました。

しかし、当時の「社会福祉事業法」には、市町村社協の役割・位置づけは規定されておらず任意設置という形での活動が実施されていました。

その後、現在まで続く活動の指針となる「社会福祉協議会は社会福祉における住民主体の原則の実現を期す」と記された「社会福祉協議会基本要項」が昭和37年に策定されました。

・昭和30年 8月	世帯更生資金貸付制度（現：生活福祉資金貸付制度）施行
・昭和33年 12月	県内全市町村社会福祉協議会設立
・昭和33年 12月	国民健康保険法制定
・昭和34年 4月	国民年金法制定
・昭和37年 4月	社会福祉協議会基本要項策定
・昭和38年 7月	老人福祉法制定
・昭和39年 4月	和歌山県善意銀行設立
・昭和39年 7月	母子福祉法（現：母子及び父子並びに寡婦福祉法）制定



昭和30年代の湯浅町のまちなみ

福祉巡回車を寄贈いただきました。

平成29年12月4日（月）和歌山ビック愛にて、生命保険協会和歌山県協会様主催による福祉巡回車寄贈式が開催され、当会に対し軽自動車1台を寄贈いただきました。生命保険協会和歌山県協会様は、社会貢献を趣旨として様々な福祉活動に取り組まれているそうです。



その一環として、平成4年より福祉巡回車寄贈の取組みが開始され、通算36台の車両を寄贈されてきたとのことです。

本会では、福祉巡回車を有効に活用し、更なる福祉活動の向上に努めて参ります。

ゆあさちょうぜんいぎんこうきふしゃ 湯浅町善意銀行寄付者 (平成29年1月～12月)

池邊 由姫子 様
横貫 賢一 様
湯浅真宗婦人会 様
深専寺婦人会 様
高野 芳一 様
北磯漁船組合 様
匿名 様

上田栄一・良子 様
竹井 忠清 様
竹島 通支子 様
境 勝平 様
保本 ゆう 様
網谷 晋吉 様
匿名 様

神田 博治 様
柏田 悦子 様
西田 忠信 様
坂本 美恵子 様
三橋 康司 様
やすらぎサロン 様
津木 幸子 様



～ ご寄附いただきました皆様に心より御礼申し上げます。～



平成30年1月・2月のよてい



- | | | |
|----|---------|-------------------------------|
| 1月 | 9日 (火) | 心配ごと相談 (地域福祉センター) |
| | 11日 (木) | 老ク・新年会 (湯浅城) |
| | 16日 (火) | 老ク・ゲートボール部新年初打ち会 (なぎの里 G B 場) |
| | 23日 (火) | 老ク・町長杯グランドゴルフ・新年初打ち会 (町民グランド) |
| | 26日 (金) | 老人大学 (総合センター) |
| | 28日 (日) | 母子・寡婦会員一日遠足 (京都方面) |
| 2月 | 4日 (日) | 法人設立50周年記念レセプション (地域福祉センター) |
| | 6日 (火) | 心配ごと・弁護士相談 (地域福祉センター) |
| | 16日 (金) | 老人大学 (総合センター) |

